

市民のみなさまに安心してご利用いただくために…

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日運用開始

公表制度とは

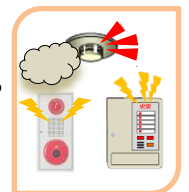
重大な消防法令違反のある建物の情報を山口市のホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

遊技場・飲食店・宿泊施設など、不特定多数の方が利用する建物
病院・社会福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用する建物

公表の対象となる違反

- ・屋内消火栓設備 → 火災時の初期消火に有効な設備
- ・スプリンクラー設備 → 火災を早期に発見する設備
- ・自動火災報知設備



…これらの設備が必要な建物で、次の違反がある場合に公表対象になります。

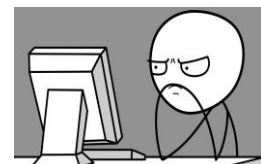
- ①全く設置されていない
- ②設置されていても維持管理の不適により主たる機能が失われている ※

公表の流れ

立入検査により確認した違反内容を建物関係者に通知した日から14日を経過してもその違反が認められる場合に、違反が是正されるまでの間公表します。

公表の内容

- ①建物の名称
- ②所在地
- ③違反の内容 など



建物関係者のみなさまへ



以下の変更を行う場合には、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。 ※

- ☑増改築や隣接建物との接続を行う場合
- ☑既存の建物に飲食店・福祉施設などが新たに入居する場合
- ☑模様替えにより棚などで窓や扉をふさぐ場合
- ☑窓にフィルムを貼る場合

【※裏面を参照】

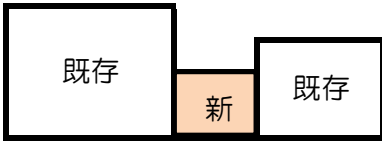
知らないうちに
なっていませんか??

重大な消防法令違反

【建物編】

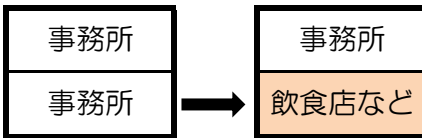
違反を未然に防ぐために、事前に相談して下さい。
建物を新たに使用する場合には「**防火対象物使用開始届出書**」の提出が必要です。

増築や建物を接続するケース



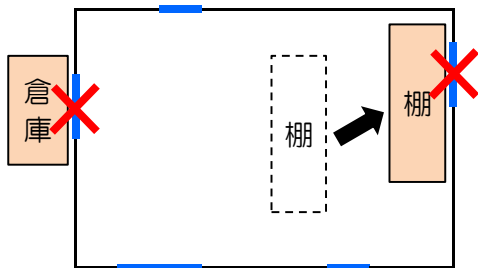
建築時には設置しなくてよかったが、増築や建物の接続により、
①建物の**床面積**が増える
②建物の**構造**が変わる（耐火構造に木造が接続するなど）
このような場合には、新たな設備が必要になることがあります。

既存の建物に飲食店や社会福祉施設が入るケース



建物の**用途**（どのような人が利用するか）によって、設備を設置しなければならぬ面積が異なります。
例えば、飲食店などが入ることにより新たな設備が必要になることがあります。

模様替えなどにより開口部（窓や扉）をふさぐケース



階ごとに避難や消火活動に有効な開口部の大きさ（合計面積）が床面積の30分の1を超えない場合には「**無窓階**」と判定され、設備の規制が厳しくなります。

その他、
建築時に軽量シャッターだったものを**重量シャッター**に交換する、
窓に**防犯フィルム**を貼るといった場合にも有効な開口部が減り「無窓階」となることがあります。

【設備編】

主たる機能が失われているとは…??

いざというときに設備の機能を果たすことができない場合です。 例として…

火災でもないのにたびたび鳴るからと、**自動火災報知設備の電源を切っている** → **鳴らない**
屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の水を送る**ポンプが故障している** → **水が出ない** など
半年ごとに消防用設備等の**点検**が**義務**付けられていますので、適切な維持管理をお願いします。

万全ですか?? あなたの建物の 防火対策

うちでは火災など起こるはずがない…多くの人が思っていることではないでしょうか。
火災はちょっとした気の緩みから発生してしまいます。
あなたの建物について、チェック☑してみましょう

- 建物のどこに出火危険があるか考えたことがある
- 建物に設置してある消防用設備等の場所を知っている
- 建物に設置してある消防用設備等の使い方を知っている
- 火災時の役割分担について話し合ったことがある
- 火災時に避難できる通路、出口が確保されている

☑
/5



すべてにチェックが付くよう、防火意識を高めましょう!!

山口市消防本部 予防課査察担当
TEL 083(932)2601